

食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書

食品ロス削減推進法が2019年10月1日に施行され、食品ロス削減に関する普及・啓発が進められてきました。一方で、農林水産省が公表した2023年度の食品ロス量は523万トンで、その内訳は事業系食品ロス量が279万トン、家庭系食品ロス量が244万トンとなっています。

国連世界食糧計画(WFP)では、飢餓で苦しむ人々のために、120を超える国と地域に年間約480万トンの食料支援を行っている中で、日本における食品ロスとして、まだ食べられるのに捨てられてしまう食料が、その約1.1倍となっているのが現状です。

また食品ロスの削減は、気候変動対策としても大変に重要であり、廃棄だけでなく、生産過程での製造・加工・流通・卸・小売の各段階でのエネルギー消費など、環境に及ぼす影響は決して少なくはありません。

よって、政府に対して、食品ロス削減推進法に基づき、誰もが取り組める脱炭素アクションとして、食品ロス削減への国民運動のさらなる推進のために、下記の事項について特段の取り組みを求めます。

記

1. 賞味期限や消費期限が近いものから選ぶなど、エンカル消費の普及啓発を一層進めるとともに、食品ロス削減を積極的に進める事業者の評価や支援の強化を図ること。
2. 食品自体の鮮度の保持や賞味期限等の延長に繋がる容器・包装の改善や工夫の促進とともに、外食産業における「小分け提供」や「食べきり」を積極的に進めるための取り組みを一層強化すること。
3. 食品ロス防止のため、子ども食堂・子ども宅食やフードバンク等へ企業等からの在庫食品の寄付促進とともに、フードドライブ等の利活用の好循環をつくり、国民運動としての取り組みを一層強化すること。
4. 事業系の食品ロス削減と子ども食堂等への支援を行うために、企業・商店などから提供された食料品等を、地域に設置された冷蔵庫や冷凍庫で保管し、随時必要とされる団体等に提供するコミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の設置や運営等への支援制度を整備すること。
5. 食に関わる事業者と野菜等の生産者の連携を促し、規格外品や食材の皮や芯など、出荷や加工前に廃棄されている地域の食材を、出来る限り有効に活用する商品開発や消費の拡大などに取り組む地方自治体等の事業に対して積極的な支援を展開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月20日

摂津市議会